

(広報資料)

令和3年度は、人口流出の抑制、流入人口の増加に寄与する取組のほか、区の課題解決に資する19の取組を新たに支援します。



令和3年3月31日
京都市東山区役所

〔担当 地域力推進室〕
電話 561-9105

東山区まちづくり支援事業の募集について

～ 東山区の課題解決、地域の魅力向上や活性化に取り組む活動を募集！ ～

東山区では、区の課題の解決、地域の魅力の向上や活性化を図るため、東山区を対象に活動する団体に助成金を交付する「東山区まちづくり支援事業」を実施しています。

この度、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）の助成対象事業を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

記

1 助成対象事業及び助成金額について

令和3年度は、人口流出の抑制、流入人口の増加に寄与する取組のほか、区の課題解決に資する19の取組を新たに助成対象事業として支援しますので、積極的に御活用ください。

	助成対象事業について	助成金額について
(1) 課題解決Ⅰ型事業	人口流出の抑制、流入人口の増加に寄与する取組 上記を目的として実施する以下の事業等 （例：空き家再生や住まいの供給に寄与する事業 子育て環境の充実に寄与する事業 区内への移住・定住意欲を高めることに寄与する事業）	助成対象経費の5分の4以内 （上限50万円）
(2) 課題解決Ⅱ型事業	区の課題解決に資する19の取組項目（後掲）の推進	助成対象経費の4分の3以内 （上限50万円）
(3) 地域の魅力向上・活性化事業	地域の魅力を高める事業又は地域の活性化につながる事業	助成対象経費の2分の1以内 （上限50万円）
(4) 小規模事業	地域の課題や地域の活性化、魅力の向上に取り組む比較的小規模である事業（助成対象経費が概ね15万円以下）	助成対象経費の10分の9以内 （上限10万円）

☞ 助成対象事業に該当する事業でも、対象外となる場合があります（政治・宗教・営利を目的とする事業など）。また、審査の結果、減額・不交付となることがあります。

☞ 同一事業での助成年限は、課題解決Ⅰ・Ⅱ型事業、地域の魅力向上・活性化事業は3年、小規模事業は1年です。

☞ 事前着手届の提出により、交付決定（7月下旬予定）前に終了する事業も申請が可能です。

2 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月31日（月）（締切日必着）

3 対象団体

東山区を対象に活動する団体・グループ（個人での申請はできません。）

4 助成金交付団体の決定

6月～7月に開催予定の「京都市東山区まちづくり支援事業審査会」において、書類審査及び必要に応じて面接を行い、その結果をもとに交付を決定します。なお、結果は交付決定後に各申請者へお知らせします。

5 申請方法

東山区まちづくり支援事業助成金交付申請書、事業計画書及び事業予算書等を提出してください（土日祝日を除く）。

※ なお、提出前に**必ず事前相談**にお越してください。申請の相談は、5月24日（月）までの期間の月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで行っています。お越しの際には事前にお電話で訪問日時をお知らせください。

※ 応募案内・申請書等は、4月1日（木）以降、区地域力推進室窓口及びホームページなどで配布・配信予定です。

6 お問合せ・申請先

東山区役所地域力推進室企画担当（電話075-561-9105）

区の課題解決に資する19の取組項目（課題解決Ⅱ型事業）

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 地域のデジタル化推進に資する取組 | (12) 障害を持つ人がいきいきと過ごせる環境の充実に資する取組 |
| (2) 多文化共生社会や、地域共生社会の実現に資する取組 | (13) 家庭や地域・社会とつながりづらい人等の孤立防止に資する取組 |
| (3) 地域と大学、高校等の連携促進に資する取組 | (14) 景観や佇まいの保全に資する取組 |
| (4) 地域防災力の向上に資する取組 | (15) 環境に配慮したくらしや活動の普及・促進に資する取組 |
| (5) 感染症対策を目的とする取組 | (16) 文化・歴史を生かした豊かさの向上や新たな魅力発見に資する取組 |
| (6) 安心安全のまちづくりに資する取組 | (17) 伝統産業をはじめとする産業の活性化に資する取組 |
| (7) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに資する取組 | (18) 快適な買い物や、くらしを支える買い物環境づくりに資する取組 |
| (8) 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止や支援に資する取組 | (19) 持続的な観光の推進に資する取組 |
| (9) 子ども・若者の居場所づくりや地域とのつながり促進に資する取組 | |
| (10) 区民の健康づくりに資する取組 | |
| (11) 住民同士の支え合いによる見守り、相談支援活動の強化に資する取組 | |